

香取健康福祉センター運営協議会傍聴要領

香取健康福祉センター運営協議会

1 傍聴手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、あらかじめ千葉県及び香取健康福祉センターのホームページで公表する傍聴案内の定めるところにより、事前にファックス、電子メール又は電話で申し込みをしてください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者は、当日、会議開始予定時刻までに会場で受付をしてください。
- (4) 傍聴を希望される方で点字資料、手話通訳、要約筆記、車いす等の配慮が必要な方は、原則として会議開催の5日前（土曜日・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）までに事務局までお申出ください。
※ファックス、電子メール又は電話により申出を受け付けます。その他、受付方法に配慮が必要な場合には、別途御相談ください。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会等の会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

附 則 この要領は、平成18年8月21日から施行する。

附 則 この要領は、令和6年3月12日から施行する。